

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部産業振興課 (06-6615-3781)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	中小小売商業振興法に係る高度化事業認定計画の取消し
概要	中小小売商業振興法で認定を受けた高度化事業計画に従って高度化事業を実施していない場合に取消申請を行うことができます。
根拠法令等 及び条項	中小小売商業振興法第4条第1項～第3項、第6項 中小小売商業振興法施行令第9条第2
処分基準	・経済産業大臣又は主務大臣は、それぞれ、法第4条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定による認定を受けた者、同条第3項第3号イ若しくはロに規定する会社若しくは同条第6項に規定する特定会社又は同条第4項若しくは第5項の規定による認定を受けた者若しくは同条第4項第2号に規定する会社が当該認定計画（当該認定計画の変更について前項の規定による認定を受けたときは、その変更後のもの）に従って高度化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 （法施行令第9条第2項）
ホームページ	
備考	